

広島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年一月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次美土里線	三次市粟屋町八三番五地先から 三次市粟屋町四七番九地先まで 三次市粟屋町四六番五地先から 三次市粟屋町四六番五地先まで	平成三年一月十三日